

務	00	01	5 年
(令和12年 3 月末まで保存)			

運 免 第 9 1 7 号
(交 企)
令 和 7 年 2 月 1 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年12 月青森県条例第56号）が令和 6 年12月16日に公布され、令和 7 年 3 月24日から施行されることとなった。本改正の概要等については下記のとおりであることから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 改正の概要

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の一部改正により、特定免許情報及び運転経歴情報の個人番号カードへの記録等に関する規定等の整備が行われるとともに、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び関係国家公安委員会規則が一部改正され、改正政令において、運転免許関係手数料の新設、講習手数料へのオンライン講習の追加、手数料区分の細分化及び手数料標準額全般の見直しが行われた。

これに伴い、青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成12年 3 月条例第101号。以下「県条例」という。）の規定を整理するとともに、運転免許関係手数料額を政令に規定する手数料標準額と同額に改定した。

2 改正の内容

(1) 運転免許証の交付申請に係る規定の追加（第 1 条第10号、別表第14号）

法第95条の 2 第11項の規定により、運転免許（以下「免許」という。）を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カード（その者に係る特定免許情報が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。）のみを有するものからの運転免許証（以下「免許証」という。）の交付申請に係る規定を加えた。

(2) 特定免許情報の記録等に係る規定の新設（第 1 条第12号、別表第16号）

法第95条の 2 第 1 項の規定により、免許を現に受けている者のうち、当該免許につ

いて免許証のみを有するもの並びに免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれも有しないものからの個人番号カードへの特定免許情報の記録申請に係る規定を加えた。

また、新法第95条の3の規定により読み替えて適用する新法第92条第2項及び法第106条の4第2項の規定により、受けている免許の種類と異なる種類の免許を与えるとき及び再試験に係る取消し、若年運転者期間に係る取消し、申請による取消しを受けた者がなお他の種類の免許を受けている場合における当該他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに係る規定を加えるとともに、別表第16号に特定免許情報記録手数料を新設した。

(3) 免許情報記録の有効期間の更新に係る規定の追加（第1条第18号、別表第25号）

法第101条第1項及び法第101条の2第1項の規定により、免許情報記録の有効期間の更新及び更新期間前における免許情報記録の有効期間の更新に係る規定を加えた。

(4) 運転経歴情報の記録に係る規定の新設（第1条第19号、別表第28号）

法第105条の2第3項の規定により、免許を取り消された者及び免許が失効した者からの個人番号カードへの運転経歴情報（自動車等の運転に関する経歴について運転経歴区分により示した情報）の記録申請に係る規定を加えるとともに、別表第28号に運転経歴情報記録手数料を新設した。

(5) 手数料免除規定の追加（第5条第2項）

県条例第5条第2項に規定する災害により運転免許証又は運転経歴証明書を紛失等したときの再交付手数料の免除規定に、特定免許情報記録手数料及び運転経歴情報記録手数料を加えるとともに、同規定を表により区分した。

(6) 手数料区分の細分化

ア 運転免許証交付手数料の細分化（別表第14号）

前記(1)のとおり、法第95条の2第11項の規定により、免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものは、いつでも、免許証の交付を申請することができることとされたことから、別表第14号の運転免許証交付手数料中、第1種運転免許又は第2種運転免許に係る運転免許証の区分欄を、

- ・ 法第92条第1項の規定による交付を受ける場合
- ・ 法第95条の2第11号の規定による交付を受ける場合

の2つに区分した。

イ 運転免許証等更新手数料の細分化（別表第25号）

改正法により、免許の保有形態について

- ・ 免許証のみ保有
- ・ 免許情報記録個人番号カードのみ保有
- ・ 免許証及び免許情報記録個人番号カードの2枚を保有

のいずれかを選択可能となった。

また、法第101条の4の2第2項の規定により、免許証の更新時に特定免許情報の記録を申請する者は、当該申請に合わせて免許証の交付を希望しない旨の申出(以

下「更新時不交付申出」という。)をすることが可能となったほか、法第101条の2第1項の規定により、いずれの免許保有形態においても、優良運転者又は一般運転者の更新手続について経由申請(住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会(以下「経由地公安委員会」という。)を経由して行う更新申請)が可能となり、さらに、法第101条の2の2第3項の規定により、免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者は、更新に伴う免許情報記録の書換えを当該経由地公安委員会において受けた旨の申出(以下「経由地書換申出」という。)が可能となったことから、別表第24号の運転免許証等更新手数料の区分欄を

- ・ 免許証のみの更新
- ・ 免許情報記録のみの更新
- ・ 双方の更新

に区分するとともに、さらに

- ・ 経由申請の有無
- ・ 更新時不交付申出の有無
- ・ 経由地書換申出の有無

により区分した。

ウ 経由手数料の細分化(別表第26号)

前記イのとおり、経由地書換申出が新設されたことから、別表第26号の経由手数料の区分欄を

- ・ 経由地書換申出をする場合
- ・ 経由地書換申出をしない場合

に区分した。

(7) オンライン講習の追加(別表第30号)

法第108条の2第1項第11号に掲げる講習(更新時講習)について、府令第38条第11項第3項及び運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。)第5条第3項にオンライン講習の規定が新設されたことから、別表第30号の優良運転者及び一般運転者の金額欄にオンライン講習の金額を加えた。

(8) 運転免許関係手数料全般の改定

物価変動等を踏まえ、政令に規定する運転免許関係手数料の標準額全般が改定されたことから、同標準額を基に当県における人件費・物件費を積算の上、県条例の手数料額全般を政令の標準額と同額に改定した。

(9) 令に規定のない手数料等の改定

ア 警察庁参考額に基づく手数料

令に規定のない運転免許関係手数料のうち、以下の手数料については、警察庁が示す手数料参考額を基に当県における人件費・物件費を積算の上、参考額と同額に改定した。

- 認知機能検査等検査員講習受講手数料(別表第18号)
- 運転免許経歴証明書交付手数料(別表第27号)
- 運転経歴情報記録手数料(別表第28号)

○ 運転経歴証明書再交付手数料（別表第32号）

イ 同等講習の手数料

別表第30号の講習手数料中、法第108条の2第2項の規定による講習として区分されている

- ・ 特定任意講習
- ・ 特定任意高齢者講習（実車あり）
- ・ 特定任意高齢者講習（実車なし）

については、

- ・ 更新時講習（違反運転者等）
- ・ 高齢者講習（実車あり）
- ・ 高齢者講習（実車なし）

と同等のカリキュラムであることから、同額の手数料とした。

(10) その他

引用法令の条項ずれに伴う修正、別表（第2条関係）の号の繰下げになどについて改めた。

3 施行期日

令和7年3月24日

4 添付資料

- (1) 青森県報（抜粋）
- (2) 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
- (3) 運転免許等関係手数料改正一覧表

担当：運転免許課企画係

青森県報

号外第六十九号

令和六年

十二月十六日
(月曜日)

目 次

条 例

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する 条例……………	(人 事 課) ……二
○特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…	(同) ……六
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	(同) ……七
○青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例	(同) ……三
○青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	(市町村課) ……三
○青森県大麻草採取栽培者免許申請手数料等徴収条例の一部 を改正する条例……………	(医療薬務課) ……五
○青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条 例……………	(観光政策課) ……七
○青森県港湾管理条例の一部を改正する条例……………	(港湾空港課) ……九
○青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部 を改正する条例……………	(運転免許課) ……九

青森港	一平方メートルにつき	日額	十八円七十銭
-----	------------	----	--------

を

青森港	上屋一号	一平方メートルにつき	日額	五十六円十銭
	上屋二号	一平方メートルにつき	日額	十八円七十銭

に改める。

附 則

この条例は、令和七年二月四日から施行する。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十六日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第五十六号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「第九十二条第一項」の下に「及び第九十五条の二第十一項」を加え、同条第二十一号中「」第三十条の十三第一項」を「。以下

「府令」という。）第三十条の十一第一項」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、同条

第十八号中「第百四条の四第五項（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第百五条の二第一項」に改め、「交付」の下

に「及び同条第三項の規定による運転経歴情報の記録」を加え、同号を同条第十九号とし、同条第十七号中「運転免許証」の下に「及び免許情報記録」を加え、同号を同条第十八号とし、同条中第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十二号中「及び改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第一百一条の四第二項」を削り、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 法第九十五条の二第一項の規定による特定免許情報の記録並びに法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定及び法第一百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えに関する事務

第五条第二項中「運転免許証又は運転経歴証明書の交付を受けた」を「次の表の上欄に掲げる」に、「当該運転免許証又は運転経歴証明書」を「同表の中欄に掲げる物」に、「その者に係る運転免許証再交付手数料又は運転経歴証明書再交付手数料」を「同表の下欄に掲げる手数料」に改め、同項に次の表を加える。

運転免許証の交付を受けた者	運転免許証	運転免許証再交付手数料
特定免許情報の記録を受けた者	免許情報記録個人番号カード	特定免許情報記録手数料
運転経歴情報の記録を受けた者	運転経歴情報が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）	運転経歴情報記録手数料
運転経歴証明書の交付を受けた者	運転経歴証明書	運転経歴証明書再交付手数料

別表第十一号中

千五百五十円

を

千六百五十円

に、「千九百円（道路交通

法施行令」を「千九百五十円（道路交通法施行令）」に、「第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新」を「第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証又は免許情報記録（以下「運転免許証等」という。）の有効期間の更新（以下「運転免許証等の更新」という。）」に、「八百円」を「七百五十円」に、「四千円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「三千九百円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。））」に、「六千六百元」を「六千九百円」

に、

法第九十七條の二第一項 第一号又は第二号に該当 して同項の規定の適用を 受ける場合	千七百五十円
--	---------------

を

法第九十七條の二第一項 第一号又は第二号に該当 して同項の規定の適用を 受ける場合	千九百円
--	-------------

に、「千九百円（政令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の更新）」を「二千五百円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「三千三百五十円」を「三千三百円」に、

法第九十七條の二第一項 第二号に該当して同項の 規定の適用を受ける場合	千七百五十円
--	---------------

を

法第九十七条の二第一項 第二号に該当して同項の 規定の適用を受ける場合	千八百五十円
--	---------------

に、「二千六百元（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について

行う試験」を「二千八百円（技能試験）」に、「四千五十円」を「四千五百五十円」に、「千五百円」を「千六百元」に、「千七百円」を「千八百円」に、「四千八百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「四千五百円（技能試験）」に、「七千六百五十円」を「七千四百五十円」に、「二千九百元（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千九百五十円（技能試験）」に、「四千三百五十円」を「四千七百円」に改め、同表第十二号中「三千九百元」を「三千九百五十円」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に、「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同表第十三号中「千四百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「三千百円」に改め、同表第十四号を次のように改める。

十四 法第九十二条第一項又は第九十五条の二第十一項の規定による運転免許証の交付を受けようとする者	運転免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証	法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合	イ ロに掲げる者以外の者に対する交付	二千三百五十円（政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の更新を受けることができなかった者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下「特定試験免除者」という。）に対する交付にあつては、二千百円）
				ロ 日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許	二千百五十円（特定試験免除者に対する交付にあつては、千九百円）に、与える免許

法第百八条の二第二項第九号に掲げる講習

講習一時間について

七百五十円

を

法第百八条の二第二項第九号に掲げる講習

講習一時間について

九百円

に、「二千五百五十円」を「二千三百円」

に、「二千五十円」を「二千五百五十円」に、「二千七百元」を「二千八百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百元」に、「二千四百五十円」

法第九十二条の二第二項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習

五百円

を「二千五百五十円」に、

を

法第九十二条の二第二項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習

八百円

法第九十二条の二第二項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習

千三百五十円（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「運転免許講習等規則」という。）第八条第一項に規定する講習にあつては、八百円）

法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者に対する講習

五百円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを

	電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下「オンライン講習」という。）にあつては、二百円）
法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対する講習	八百円（オンライン講習にあつては、二百円）
法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「運転免許講習等規則」という。）第八条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）でないものに対する講習	千四百円
法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	八百円（オンライン講習にあつては、二百円）

に改め、「若しくは改正法附則第四条第二項の規定によりなお

従前の例によることとされる旧法第一百一条の四第二項」を削り、「六千四百五十円」を「六千六百円」に、「三千九百円」を「二千九百五十円」に、

法第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習	一万二千五百円（当該講習が運転免許講習等規則第八条第二項に規定するものである場合にあっては、九千五十円）
----------------------	--

を

法第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習	自動車等（これに準ずるものとして運転免許講習等規則第八条第二項に規定する装置を含む。）を使用する指導（以下「実車等指導」という。）を含む講習	一万二千九百円
	実車等指導を含まない講習	九千三百五十円

に、「二千二百五十円」を「二千六百円」

に、

法第百八条の二第二項第十五号又は第十六号に掲げる講習	講習一時間について	二千円
----------------------------	-----------	-----

を

法第百八条の二第二項第十五号に掲げる講習	講習一時間について	二千百円
法第百八条の二第二項第十六号に掲げる講習	講習一時間について	二千五十円

に、

千三百五十円

を

千四百円

に改め、同号を同表第三十号とし、同表第二

十七号中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同号を同表第二十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十八 法第百五条の二第三項の規定による運転経歴情報の記録を受けようとする者	運転経歴情報記録手数料		九百円（法第百五条の二第一項の規定による運転経歴証明書の交付又は府令第三十条の十一第一項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）
--	-------------	--	--

別表第二十六号中「第百四条の四第五項（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第百五条の二第二項」に、「千百円」を「千百五十円」に改め、同号を同表第二十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十六 法第百一条の二の二第一項の規定による運転免許証等の更新の申請をしようとする者	経由手数料	経由地書換申出をする場合 経由地書換申出をしない場合	千七百円 七百五十円
--	-------	-------------------------------	---------------

別表第二十五号を次のように改める。

二十五 法第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定による運転免許証等の更新	運転免許証等更新手数料	運転免許証の有効期間の更新（同時に免許情	法第百一条の二の二第一項の規定によるその者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下「経由申請」と	二千七百五十円
--	-------------	----------------------	--	---------

新を受けようとする者								
報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。			免許情報記録の有効期間の更新（同時に運転免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）			運転免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新		
いう。）をする場合 更新時不交付申出をする場合（經由申請をする場合を除く。）			經由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合			經由申請をする場合であって、法第百一条の二の二第三項の規定による申出（以下「經由地書換申出」という。）をするとき		
千三百円			二千八百五十円			千円		
						千九百五十円		
						二百円		
						二千五百円		
						二千八百五十円		
						二千九百五十円		

別表第二十四号を削り、同表第二十三号中「千九百円」を「二千五十円」に、「四千四百円」を「五千五十円」に、「千七百五十円」を「千九百五

十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に、「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千百円」を「三千五百五十円」に、「千円」を「千百円」に改め、同号を同表第二十四号とし、同表第二十二号中「一万四千五百五十円」を「一万五千百円」に、「一万千八百五十円」を「一万二千円」に、「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に、「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同号を同表第二十三号とし、同表第二十一号を同表第二十二号とし、同表第二十号中「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に、「一万九千五百円」を「一万九千八百円」に、「二万四千七百円」を「一万四千四百五十円」に、「二万千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第十九号を同表第二十号とし、同表第十八号中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第十七号中「千四百五十円」を「千四百円」に、「千二百円」を「千百五十円」に改め、同号を同表第十八号とし、同表第十六号中「若しくは改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百一条の四第二項」を削り、同号を同表第十七号とし、同表第十五号の次に次の一号を加える。

十六 法第九十五条の二第一項の規定による特定免許情報の記録又は法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定若しくは法第六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けよ	特定免許情報記録録手数	法第九十五条の二第一項の規定による特定免許情報の記録	法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合	イ ロに掲げる者以外の者に係る記録 ロ 複数免許取得者に係る記録	千五百五十円（特定試験免除者に係る記録にあつては、千三百五十円） 千三百五十円（特定試験免除者に係る記録にあつては、千百五十円）に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額
法第百一条の四の二第二項の規定による申出（以下「更新時不交付申出」という。）をする場合	八百円				

うとする者（免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に法第九十五条の二第一項の規定による申請をした者その他の政令第四十三条第四項で定める者を除く。）			
法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定又は法第六十条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え			
法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	イ ロに掲げる者以外の者に係る書換え	ロ 複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換え	千五百円（法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第一百一条の四の二第一項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第九十四条第二項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）
千五百円（法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第一百一条の四の二第一項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第九十四条第二項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）	千五百五十円（運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者（以下「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつては、百円）	千三百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額	

別表の備考の第二号中「第二十号」を「第二十一号」に改め、同号の表イ中「四千元」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に、

千三百五十円	四千二百五十円
--------	---------

を

千二百円	四千四百五十円
------	---------

に改め、同表ロ中「六千七百円」を「六千三百五十円」

に、「六千百円」を「六千二百五十円」に、「二千百円」を「千九百円」に、「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同表ホ中「二千三百五十円」を「二千六百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表ヘ中「二千五十円」を「二千円」に、「二千五百五十円」を「二千四百円」に、「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、同表ト中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同備考の第三号中「第二十号」を「第二十一号」に改め、同号の表イ中「一万三千五十円」を「一万三千百円」に、「一万五百五十円」を「一万八百円」に、「一万四千五百五十円」を「一万五千百円」に改め、同表ロ中「五千五百円」を「五千五百五十円」に、「四千三百円」を「四千三百五十円」に改め、同備考の第四号中「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同号の表イ中「四千円」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に、

千二百五十円	千二百五十円
四千二百五十円	四千二百五十円

を

千二百円	千二百円
四千四百五十円	四千四百五十円

に改め、同表ロ中「二千五十円」を「二千

百円」に改め、同表ニ及びホ中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表ヘ中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表ト中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同備考の第五号中「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同号の表イ中「七千八百円」を「八千二百円」に、「五千七百五十円」を「五千九百円」に、「三千七百円」を「三千九百円」に、「九千五百円」を「九千五百五十円」に改め、同表ロ中「三千三百五十円」を「三千四百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 この条例は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）及び道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号。以下「改正法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。 一〇九 〔略〕 十 法第九十二条第一項及び第九十五条の二第十一項の規定による運転免許証の交付に関する事務 十一 〔略〕 十二 法第九十五条の二第一項の規定による特定免許情報の記録並びに法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定及び法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えに関する事務 十三 法第九十七条の二第一項第三号イ及びロ、第一百一条の四第二項並びに第一百一条の七第一項並びに改正法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第九十七条の二第一項第三号イの規定による認知機能検査に関する事務 十四〇十七 〔略〕 十八 法第一百一条第一項及び第一百一条の二第一項の規定による運転免許証及び免許情報記録の有効期間の更新に関する事務 十九 法第百五条の二第一項の規定による運転経歴証明書の交付及び同条第三項の規定による運転経歴情報の記録に関する事務 二十一・二十二 〔略〕	(趣旨) 第一条 この条例は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）及び道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号。以下「改正法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。 一〇九 〔略〕 十 法第九十二条第一項の規定による運転免許証の交付に関する事務 十一 〔略〕 〔新設〕 十二 法第九十七条の二第一項第三号イ及びロ、第一百一条の四第二項並びに第一百一条の七第一項並びに改正法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第九十七条の二第一項第三号イ及び改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第一百一条の四第二項の規定による認知機能検査に関する事務 十三〇十六 〔略〕 十七 法第一百一条第一項及び第一百一条の二第一項の規定による運転免許証の有効期間の更新に関する事務 十八 法第百四条の四第五項（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の交付に関する事務 二十・二十一 〔略〕

二十二 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「府令」という。）第三十条の十一第一項に規定する運転経歴証明書の再交付に関する事務

（手数料の免除）

第5条 「略」

2 知事は、次の表の上欄に掲げる者が地震、火災、水害等の災害により、同表の中欄に掲げる物を紛失し、焼失し、又は著しく損傷したときは、同表の下欄に掲げる手数料を免除することができる。

運転免許証の交付を受けた者	運転免許証	運転免許証再交付手数料
特定免許情報の記録を受けた者	免許情報記録個人番号カード	特定免許情報記録手数料
運転経歴情報の記録を受けた者	運転経歴情報が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）	運転経歴情報記録手数料
運転経歴証明書の交付を受けた者	運転経歴証明書	運転経歴証明書再交付手数料

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者		
名称	区分	金額

二十一 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の十三第一項に規定する運転経歴証明書の再交付に関する事務

（手数料の免除）

第5条 「略」

2 知事は、運転免許証又は運転経歴証明書の交付を受けた者が地震、火災、水害等の災害により、当該運転免許証又は運転経歴証明書を紛失し、焼失し、又は著しく損傷したときは、その者に係る運転免許証再交付手数料又は運転経歴証明書再交付手数料を免除することができる。

手数料を納入すべき者		
名称	区分	金額

別表（第二条関係）

一〇十 「略」		十一 法第八十九條第一項の規定による運転免許試験を受ける者	
運転免許試験手数料		大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	
法第九十七條の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		千六百五十円	
法第九十七條の二第一項の規定の適用を受けない		千九百五十円（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「政令」という。）第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証又は免許情報記録（以下「運転免許証等」という。）の有効期間の更新（以下「運転免許証等の更新」という。）を受けることができなかった者に対する試験にあつては、七百五十円）	
法第九十七條の二第一項の規定の適用を受けない		三千九百円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験（	

一〇十 「略」		十一 法第八十九條第一項の規定による運転免許試験を受ける者	
運転免許試験手数料		大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	
法第九十七條の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		千五百五十円	
法第九十七條の二第一項の規定の適用を受けない		千九百円（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「政令」という。）第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円）	
法第九十七條の二第一項の規定の適用を受けない		四千百円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公	

普通自動車免許に係る試験	以下「技能試験」という	
	い場合	以下「技能試験」という
法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円	以下「技能試験」という。を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、六千九百円
法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百五十円（政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、七百五十円）	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、三千三百円

普通自動車免許に係る試験	安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、六千六百円	
	い場合	安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、六千六百円
法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百五十円	安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、六千六百円
法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円（政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、八百円）	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、三千三百五十円

[illegible]

を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	は、八百円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円（政令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円）
仮運転免許に係る	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	四千八百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七千六百五十円）
	法第九十七条の二	千七百円

る試験					
十二 法第八 十九条第三 項の規定に よる検査を 受けようと する者		検査手数料	二第一項第二号 に該当して同項 の規定の適用を 受ける場合		
			法第九十七條の 二第一項第四号 に該当して同項 の規定の適用を 受ける場合		
普通自動車仮運転免許を受けてい る者に対する検査		大型自動車仮運転免許、中型自動 車仮運転免許又は準中型自動車仮 運転免許を受けている者に対する 検査	二九百五十円（技能試 験を公安委員会が提供す る自動車を使用して受け る場合にあっては、四千 七百元）	千六百五十円	
る試験					
十二 法第八 十九条第三 項の規定に よる検査を 受けようと する者		検査手数料	二第一項第二号 に該当して同項 の規定の適用を 受ける場合		
			法第九十七條の 二第一項第四号 に該当して同項 の規定の適用を 受ける場合		
普通自動車仮運転免許を受けてい る者に対する検査		大型自動車仮運転免許、中型自動 車仮運転免許又は準中型自動車仮 運転免許を受けている者に対する 検査	二九百円（法第九十七 条第一項第二号に掲げる 事項について行う試験を 公安委員会が提供する自 動車を使用して受ける場 合にあっては、四千三百 五十円）	千五百五十円	

十三 法第九 十一条又は 第九十一条 の二第二項 の規定によ り運転する ことができ る自動車等 の種類を限 定された者 で、その限 定の全部又 は一部の解 除を受ける ため、公安 委員会の審 査を受けよ うとするも の	限定解除審査 手数料		千三百五十円（公安委員 会が提供する自動車を使 用して受ける場合にあっ ては、三千百円）
十四 法第九 十二条第一 項又は第九 十五条の二 第十一項の	運転免許証交 付手数料	第一種 法第九 十二条 運転免 許又は 第二種 の規定 による 運転免	イ ロに掲げる 者以外の者に 対する交付 二千三百五十円（政令第 三十三条の六の二第六号 に掲げるやむを得ない理 由のため運転免許証等の 更新を受けることができ
十三 法第九 十一条又は 第九十一条 の二第二項 の規定によ り運転する ことができ る自動車等 の種類を限 定された者 で、その限 定の全部又 は一部の解 除を受ける ため、公安 委員会の審 査を受けよ うとするも の	限定解除審査 手数料	第一種 法第九 十二条第一 項の規定に よる運転免 許証の交付 「欄を 追加」 イ ロ以外の場 合	二千五十円（政令第三十 三条の六の二第六号に掲 げるやむを得ない理由の ため運転免許証の更新を 受けることができなかつ

		規定による 運転免許証 の交付を受 けようとす る者	
仮運転免許に係る運転免許			許に係 る運転 免許証
	法第九十五条の第二十一 項の規定による交付を受 ける場合	交付を 受ける 場合	
		ロ 日を同じく して第一種運 転免許又は第 二種運転免許 のうち二以上 の種類の免許 を受ける者（ 以下「複数免 許取得者」と いう。）に対 する交付	
千五百五十円	二千五百五十円	なかつた者であつて、法 第九十七条の二第一項第 三号に該当して同項の規 定の適用を受けたもの（ 以下「特定試験免除者」 という。）に対する交付 にあつては、二千五百円） 二千五百五十円（特定試験 免除者に対する交付にあ つては、千九百円）に、 与える免許一種類ごとに 二百円を加えた額	
		を受けよう とする者	
仮運転免許に係る運転免許			許に係 る運転 免許証
	〔新規〕		
		ロ 法第九十二 条第一項後段 の規定により 、一の種類の 運転免許に係 る運転免許証 に他の種類の 運転免許に係 る事項を記載 してその種類 の運転免許に 係る運転免許 証の交付に代 える場合	
千五百五十円		イに掲げる額に、当該他 の種類の運転免許に係る 事項を記載することに二 百円を加算した額	た者であつて、法第九 七条の二第一項第三号に 該当して同項の規定の適 用を受けたものに対する 交付にあつては、千七百 円）

十五 法第九 十四条第二 項の規定に よる運転免 許証の再交 付を受けよ うとする者										運輸免許証再 交付手数料										第一種運輸免許又は第二種運輸免 許に係る運輸免許証 仮運輸免許に係る運輸免許										二千六百円 千五十円																																							
十六 法第九 十五条の二 第一項の規 定による特 定免許情報 の記録又は 法第九十五 条の三の規 定により読 み替えて適 用する法第 九十二条第 二項の規定 若しくは法 第百六条の 四第二項の 規定による 免許情報記										特定免許情報 記録手数料										法第九十五条の 二第一項の規定 による特定免許 情報の記録										法第九 十五条 の二第 六項の 規定に よる申 出をす る場合										イ ロ に掲 げる 者以 外の 者に 係る 記録										千五百五十円（特定試験 免除者に係る記録にあつ ては、千三百五十円） 千三百五十円（特定試験 免除者に係る記録にあつ ては、千五百五十円）に、 与える免許一種類ごとに 二百円を加えた額										法第百一条の四 の二第二項の規 定による申出（ 八百円									
「新設」																																																																					
十五 法第九 十四条第二 項の規定に よる運転免 許証の再交 付を受けよ うとする者										運輸免許証再 交付手数料										第一種運輸免許又は第二種運輸免 許に係る運輸免許証 仮運輸免許に係る運輸免許										二千二百五十円 千百五十円																																							

録の書換えを受けようとする者（免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に法第十五条の二第一項の規定による申請をした者その他の政令第四十三	条第四項で定める者を除く。）
--	----------------

以下「更新時不交付申出」という。）をする場合 法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	イ ロに掲げる者以外の者に係る書換え	法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定又は法第六六条の四第二項の規定による免許情
千五百円（法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第百一条の四の二第一項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第九十四条第二項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）	千五百五十円（運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者（以下「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつて	イ ロに掲げる者以外の者に係る書換え

	十七 十六法 第九十七条 の二第一項 第三号イ若 しくはロ、 第百一条の 四第二項若 しくは第百 一条の七第 一項又は改 正法附則第 四条第一項 の規定によ りなお従前 の例による こととされ る旧法第九
	〔略〕
報記録の書換え	〔略〕
は、百円） 千三百五十円に、与える 免許一種類ごとに二百円 を加えた額	〔略〕
	十六 十六法 第九十七条 の二第一項 第三号イ若 しくはロ、 第百一条の 四第二項若 しくは第百 一条の七第 一項又は改 正法附則第 四条第一項 の規定によ りなお従前 の例による こととされ る旧法第九 〔略〕 〔略〕 〔略〕

十七条の二 第一項第三 号イの規定 による認知 機能検査を 受けようと する者			千四百円（自動車安全運 転センターが行う認知機 能に関する研修等を受け た者に対する講習にあつ ては、千五百円）
十八 法第九 十七条の二 第一項第三 号イに規定 する認知機 能検査等に 従事しう とする者に 対する講習	認知機能検査 等検査員講習 受講手数料		
十七条の二 第一項第三 号イ若しく は改正法附 則第四条第 二項の規定 によりなお 従前の例に よることと される旧法 第一百一条の 四第二項の 規定による 認知機能検 査を受けよ うとする者	認知機能検査 等検査員講習 受講手数料		千四百五十円（自動車安 全運転センターが行う認 知機能に関する研修等を 受けた者に対する講習に あつては、千二百円）
十七 法第九 十七条の二 第一項第三 号イに規定 する認知機 能検査等に 従事しう とする者に 対する講習	認知機能検査 等検査員講習 受講手数料		

[illegible][illegible]

二十四 法第 百条の二第	運転免許再試 験手数料	。) 準中型自動車免許に係る再試験	転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）				二十二 「略」	「略」	二十三 教習指導員審査を受けようとする者
			一万五千百円	一万二千円	九千九百五十円	一万二千八百五十円	「略」	「略」	教習指導員審査手数料
二十三 法第 百条の二第	運転免許再試 験手数料	。) 準中型自動車免許に係る再試験	転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）				二十一 「略」	「略」	二十二 教習指導員審査を受けようとする者
			一万四千五百五十円	一万千八百五十円	九千六百五十円	一万二千四百五十円	「略」	「略」	教習指導員審査手数料

「号を削除」	一項の規定による運転免許の再試験を受けようとする者			
	原動機付自転車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	普通自動車免許に係る再試験	
	千百円	千八百円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千五百円）	千九百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千七百五十円）	型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、五千五十円）
二十四 法第	一項の規定による運転免許の再試験を受けようとする者			
運転免許証更				
免許証の更新（法第百一条の二の	原動機付自転車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	普通自動車免許に係る再試験	
	千円	千六百五十円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千百円）	千七百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千五百五十円）	自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千四百円）
二千五百円				

新	の有効期間の更	び免許情報記録	効期間の更新及	運転免許証の有	免許情報記録の有効期間の更新（同時に運転免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）					新時不交付申出のいずれをもしない場合	
をしないとき	經由地書換申出をしないとき	經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をするとき	經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき	經由申請をしない場合	經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき	經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき	經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき	經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき	經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき	經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき	經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき
	二千八百五十円		二千五百円	二千五百円	千九百五十円					千円	

	二十六 法第 百一条の二 の二第一項 の規定によ る運転免許 証等の更新 の申請をし ようとする 者	經由手数料	經由申請をしな い場合	二千九百五十円
二十七 法第 百五条の二 第一項の規 定による運 転経歴証明 書の交付を 受けようと する者	運転経歴証明 書交付手数料			
千五百五十円	經由地書換申出をしない場合 七 百五十円	經由地書換申出をする場合 千 七 百 円		

	「新規」			千 百 円
二十六 法第 百四条の四 第五項（法 第百五条第 二項におい て読み替え て準用する 場合を含む 。）の規定 による運転 経歴証明書 の交付を受 けようとす る者	運転経歴証明 書交付手数料			

「新規」													
九百円（法第百五条の二 第一項の規定による運転 経歴証明書の交付又は府 令第三十条の十一第一項 の規定による運転経歴証 明書の再交付と同時に記 録を受ける場合にあつて は、百円）													
二十八 法第 百五条の二 第三項の規 定による運 転経歴情報 の記録を受 けようとし る者													
運転経歴情報 記録手数料													
二十九 法第 百七条の七 第一項の規 定による国 外運転免許 証の交付を 受けようと する者													
国外運転免許 証交付手数料													
二千二百五十円													
法第百八条の二第一項第一号に掲 げる講習													
講習一時間について 八百五十円													
法第百八条の二第二項第二号に掲 げる講習													
講習一時間について 二千四百円													
略													
法第百八条の二 第一項第四号に 掲げる講習													
大型自動車免許 、中型自動車免 許又は準中型自													
講習一時間について 四千六百五十円													
二十七 法第 百七条の七 第一項の規 定による国 外運転免許 証の交付を 受けようと する者													
国外運転免許 証交付手数料													
二千三百五十円													
法第百八条の二第二項第一号に掲 げる講習													
講習一時間について 七百五十円													
法第百八条の二第二項第二号に掲 げる講習													
講習一時間について 二千三百五十円													
略													
法第百八条の二 第一項第四号に 掲げる講習													
大型自動車免許 、中型自動車免 許又は準中型自													
講習一時間について 四千四百五十円													

法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習
講習一時間について 三千二百円	講習一時間について 千七百五十円	講習一時間について 四千二百円	講習一時間について 四千三百円	講習一時間について 三千五十円	講習一時間について 三千八百円	講習一時間について 三千八百円	講習一時間について 三千八百円

法第百八条の二 第一項第五号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習 大型自動車免許に係る講習 普通自動車二輪車免許に係る講習	普通自動車免許に係る講習 大型自動車免許に係る講習 普通自動車二輪車免許に係る講習	準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習一時間について 三千五百円
法第百八条の二 第一項第七号に掲げる講習	講習一時間について 四千円	講習一時間について 四千円	講習一時間について 千五百円	講習一時間について 三千五百円
法第百八条の二 第一項第八号に掲げる講習	講習一時間について 二千八百円	講習一時間について 四千五百円	講習一時間について 千五百円	講習一時間について 三千五百円

六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対する講習	六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対する講習
法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「運転免許講習等規則」という。）第八条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）でないものに対する講習	千四百円
法第九十五条の六第一項の表の	八百円（オンライン講習にあつては、二百円）
二第一項の表の備考一の三に規定する一般運転者に対する講習	千三百五十円（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「運転免許講習等規則」という。）第八条第一項に規定する講習にあつては、八百円）
「新規」	

法第百八条の二 第一項第十二号 に掲げる講習	備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習 イ 法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習又は改
	六千六百元
法第百八条の二 第一項第十二号 に掲げる講習	イ 法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習又は改
	六千四百五十円

正法附則第四 条第一項の規 定によりなお 従前の例によ ることとされ る旧法第九十 七条の二第一 項第三号イの 規定により認 知機能検査の 結果に基づい て行う講習（ ロに掲げるも のを除く。）	ロ 普通自動車 対応免許を受 けている者（
	二千九百五十円
正法附則第四 条第一項の規 定によりなお 従前の例によ ることとされ る旧法第九十 七条の二第一 項第三号イ若 しは改正法 附則第四条第 二項の規定に よりなお従前 の例によるこ ととされる旧 法第一百一条の 四第二項の規 定により認知 機能検査の結 果に基づいて 行う講習（ロ に掲げるもの を除く。）	「略」
	二千九百円

法第九十七條 の二第一項第 三号イ若しく はハに掲げる 者又は法第百 一條の四第三 項の規定の適 用を受ける者 に限る。）又 は第一種運転 免許若しくは 第二種運転免 許であつて普 通自動車対応 免許以外のも ののみを受け ている者に対 する講習	法第百八條の二 第一項第十三号 に掲げる講習	自動車等（これ に準ずるものと して運転免許講 習等規則第八條 第二項に規定す る装置を含む。 ）を使用する指
		一万二千九百円
	法第百八條の二 第一項第十三号 に掲げる講習	
	〔欄を追加〕	
は、九千五十円）	一万二千五百円（当該講 習が運転免許講習等規則 第八條第二項に規定する ものである場合にあつて	

普通自動車	講習 合する	準に 適する 講習	規定す る基 準に 適 する 講習	一 号に 規定 する 基 準に 適 する 講習	の二 第 二 条 に 規定 する 基 準に 適 する 講習	条の六 等規則	政令第 三十七 号の六 等規則	政令第 三十七 号の六 等規則	運転免許講習等 規則第二 条に規定 する基準に 適する講習	法第百八条の二 第二項の規定に よる講習	法第百八条の二 第二項第十六号に 掲げる講習	法第百八条の二 第二項第十五号に 掲げる講習	法第百八条の二 第二項第十四号に 掲げる講習	法第百八条の二 第二項第十四号に 掲げる講習	導（以下「実車 等指導」という ）を含む講習 実車等指導を 含まない講習	
二千九百五十円								六千六百円			二千五百円	講習一時間について 二千五百円	講習一時間について 二千六百円	講習一時間について 二千六百円	九千三百五十円	

普通自動車	講習 合する	準に 適する 講習	規定す る基 準に 適 する 講習	一 号に 規定 する 基 準に 適 する 講習	の二 第 二 条 に 規定 する 基 準に 適 する 講習	条の六 等規則	政令第 三十七 号の六 等規則	政令第 三十七 号の六 等規則	運転免許講習等 規則第二 条に規定 する基準に 適する講習	法第百八条の二 第二項の規定に よる講習	「欄を追加」	法第百八条の二 第二項第十五号又 は第十六号に掲げる講習	法第百八条の二 第二項第十四号に 掲げる講習	法第百八条の二 第二項第十四号に 掲げる講習	
二千九百円								六千四百五十円				講習一時間について 二千円	講習一時間について 二千二百五十円	講習一時間について 二千二百五十円	

三十二 府令	三十一 法第 百八条の二 第一項第十 号、第十三 号又は第十 四号の規定 による講習 を受けよう とする者		
運転経歴証明	通知手数料		
			許若し くは第 二種運 転免許 であつ て普通 自動車 対応免 許以外 のもの のみを 受けて いる者 に対す る講習
千百五十円	千円		

三十 道路交	二十九 法第 百八条の二 第一項第十 号、第十三 号又は第十 四号の規定 による講習 を受けよう とする者		
運転経歴証明	通知手数料		
			許若し くは第 二種運 転免許 であつ て普通 自動車 対応免 許以外 のもの のみを 受けて いる者 に対す る講習
千百円	九百円		

第三十条の 十一第一項 の規定によ る運転経歴 証明書の再 交付を受け ようとする 者	書再交付手数料		
--	---------	--	--

備考

一〔略〕

二 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合における技能検定員審査手数料の額は、表の第二十一号に定める額から、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	金額
イ 技能検定員として必要な 自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係る技能 検定員審査	三千八百円
	普通自動車免許に係る技能検定員 審査	三千六百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査	千二百円
	大型自動車第二種免許等に係る技 能検定員審査	四千四百五十円

通法施行規 則第三十条 の十三第一 項の規定に よる運転経 歴証明書の 再交付を受 けようとし る者	書再交付手数料		
--	---------	--	--

備考

一〔略〕

二 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合における技能検定員審査手数料の額は、表の第二十号に定める額から、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	金額
イ 技能検定員として必要な 自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係る技能 検定員審査	四千円
	普通自動車免許に係る技能検定員 審査	三千五百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技 能検定員審査	四千二百五十円

ロ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	六千三百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	六千二百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千九百円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	七千七百五十円
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
ハ・ニ 〔略〕	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千六百元
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千八百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百五十円
	〔略〕	〔略〕
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千四百円
ヘ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	三千七百五十円
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕

ロ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	六千七百元
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	六千四百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千四百円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	七千四百円
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
ハ・ニ 〔略〕	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千三百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千六百五十円
	〔略〕	〔略〕
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百五十円
ヘ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	三千七百円
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕

ト 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二千六百元

三 技能検定員審査を受けようとする者が前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合並びに同表ハ及びニに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における技能検定員審査手数料の額は、同号の規定にかかわらず、表の第二十一号に定める額から、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

ロ 前号の表ハ及びニに掲げ	区分				金額
	イ 前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者	検定員審査	普通自動車免許に係る技能検定員審査	〔略〕	
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査		一万八百元		
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査		一万五千百元		
	大型自動車免許、中型自動車免許				五千五百五十円

ト 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二千五百五十円

三 技能検定員審査を受けようとする者が前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合並びに同表ハ及びニに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における技能検定員審査手数料の額は、同号の規定にかかわらず、表の第二十号に定める額から、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

ロ 前号の表ハ及びニに掲げ	区分				金額
	イ 前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者	検定員審査	普通自動車免許に係る技能検定員審査	〔略〕	
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査		一万五千五十円		
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査		一万四千五百五十円		
	大型自動車免許、中型自動車免許				五千五百円

る審査細目についての審査 のいずれをも免除される者			
又は準中型自動車免許に係る技能 検定員審査			
普通自動車免許に係る技能検定員 審査		四千三百五十円	
特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査		四千三百五十円	

四 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を
免除される者である場合における教習指導員審査手数料の額は、表の第二十三号に定める
額から、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額
とする。

審査細目	区分	金額
イ 教習指導員として必要な 自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係る技能 検定員審査	三千八百円
	普通自動車免許に係る技能検定員 審査	三千六百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査	千二百円
	大型自動車第二種免許等に係る技 能検定員審査	四千四百五十円
ロ 技能教習に必要な教習の 技能	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	大型自動車第二種免許等に係る教 習指導員審査	二千五百円

る審査細目についての審査 のいずれをも免除される者			
又は準中型自動車免許に係る技能 検定員審査			
普通自動車免許に係る技能検定員 審査		四千三百円	
特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査		四千三百円	

四 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を
免除される者である場合における教習指導員審査手数料の額は、表の第二十二号に定める
額から、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額
とする。

審査細目	区分	金額
イ 教習指導員として必要な 自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係る技能 検定員審査	四千円
	普通自動車免許に係る技能検定員 審査	三千五百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技 能検定員審査	四千二百五十円
ロ 技能教習に必要な教習の 技能	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	大型自動車第二種免許等に係る教 習指導員審査	二千五十円

ハ 〔略〕		
ニ 法第八十条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
ホ 自動車教習所に関する法令についての知識	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	千五百五十円
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
ト 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千六百円
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕

五 教習指導員審査を受けようとする者が前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合並びに同表ニ及びホに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における教習指導員審査手数料の額は、同号の規定にかかわらず、表の第二十三号に定める額から、次の表の上欄に掲げる区分に応じて

ハ 〔略〕		
ニ 法第八十条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百円
ホ 自動車教習所に関する法令についての知識	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百円
ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	千五百円
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
ト 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千五百五十円
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕

五 教習指導員審査を受けようとする者が前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合並びに同表ニ及びホに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における教習指導員審査手数料の額は、同号の規定にかかわらず、表の第二十二号に定める額から、次の表の上欄に掲げる区分に応じて

、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

区分		金額
イ 前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者	大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係る教習 指導員審査	八千二百円
	普通自動車免許に係る教習指導員 審査	五千九百円
	特定第一種運転免許に係る教習指 導員審査	三千九百円
	大型自動車第二種免許等に係る教 習指導員審査	九千五百円
	大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係る教習 指導員審査	三千四百円
	ロ 前号の表ニ及びホに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者	
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕

、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

区分		金額
イ 前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者	大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係る教習 指導員審査	七千八百円
	普通自動車免許に係る教習指導員 審査	五千七百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指 導員審査	三千七百円
	大型自動車第二種免許等に係る教 習指導員審査	九千五百五十円
	大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係る教習 指導員審査	三千三百五十円
	ロ 前号の表ニ及びホに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者	
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕

運転免許等関係手数料改正一覧表

(単位:円)

別表	名称		区分	現行			改正案(R7.3.24～)			増減額
				物件費・ 施設費	人件費	合計	物件費・ 施設費	人件費	合計	
11	運転免許試験 手数料	大型自動車免許、中 型自動車免許又は準 中型自動車免許に係 る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合【指定自動車教習所卒業者等】	500	1,050	1,550	550	1,100	1,650	100
			法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合【特定失効者等】	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	50
			法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合【特定理由失効者】	400	400	800	350	400	750	-50
			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合【一般】	650	3,450	4,100	700	3,200	3,900	-200
			車両提供(加算分)	2,300	200	2,500	2,800	200	3,000	500
		普通自動車免許に係 る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合【指定自動車教習所卒業者等】	500	1,250	1,750	550	1,350	1,900	150
			法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合【特定失効者等】	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	50
			法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合【特定理由失効者】	400	400	800	350	400	750	-50
			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合【一般】	650	1,900	2,550	700	1,800	2,500	-50
			車両提供(加算分)	600	200	800	600	200	800	0
		特定第一種運転免許 (大型特殊自動車免 許、大型自動二輪車 免許、普通自動二輪 車免許又は牽引免許 をいう。以下同じ。)又 は大型特殊自動車第 二種免許若しくは牽 引第二種免許に係る 試験	法第97条の2第1項第2号又は第10号に該当して同項の規定の適用を受ける場合【指定自動車教習所卒業者等】	500	1,250	1,750	550	1,300	1,850	100
			法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合【特定失効者等】	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	50
			法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合【特定理由失効者】	400	400	800	350	400	750	-50
			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合【一般】	650	1,950	2,600	700	2,100	2,800	200
			車両提供(加算分)	1,300	150	1,450	1,600	150	1,750	300
		小型特殊自動車免許 又は原動機付自転車 免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合【特定失効者等】	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	50
			法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合【特定理由失効者】	400	400	800	350	400	750	-50
			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合【一般】	500	1,000	1,500	550	1,050	1,600	100
		大型自動車第二種免 許、中型自動車第二 種免許又は普通自動 車第二種免許に係る 試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合【指定自動車教習所卒業者】	500	1,200	1,700	550	1,250	1,800	100
			法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合【特定失効者等】	500	1,400	1,900	550	1,400	1,950	50
			法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合【特定理由失効者】	400	400	800	350	400	750	-50
			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合【一般】	650	4,150	4,800	700	3,800	4,500	-300
			車両提供(加算分)	2,650	200	2,850	2,750	200	2,950	100
		仮運転免許に係る試 験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合【指定自動車教習所修了者】	500	1,200	1,700	550	1,250	1,800	100
			法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合【普通免許等の失効後6月超1年以内】	500	1,050	1,550	550	1,100	1,650	100
			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合【一般】	650	2,250	2,900	700	2,250	2,950	50

			車両提供(加算分)	1,300	150	1,450	1,600	150	1,750	300
12	運転技能検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査(以下「検査」という。)		300	3,600	3,900	350	3,600	3,950	50
		大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査の車両提供(加算分)		2,300	200	2,500	2,800	200	3,000	500
		普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		300	3,450	3,750	350	3,500	3,850	100
		普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査の車両提供(加算分)		600	200	800	600	200	800	0
13	限定解除審査手数料	免許の条件により運転できる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の介助のために受ける公安委員会の審査		700	700	1,400	650	700	1,350	-50
		車両提供(加算分)		1,300	150	1,450	1,600	150	1,750	300
14	免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	法第92条第1項の規定による免許証の交付	1,150	900	2,050	1,500	850	2,350	300
			特定試験免除者に対する交付	800	900	1,700	1,250	850	2,100	400
			複数免許付与者に対する加算額	0	200	200	0	200	200	0
			法第95条の2第11項の規定による免許証の交付【保有状況変更】				1,700	850	2,550	
		仮運転免許に係る免許証		400	750	1,150	350	750	1,100	-50
15	免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証		1,150	1,100	2,250	1,700	900	2,600	350
		仮運転免許に係る免許証		400	750	1,150	350	700	1,050	-100
16	特定免許情報記録手数料	特定免許情報の記録(法第95条の2第3項関係)	法第95条の2第6項の規定による免許交付時の不交付申出をする場合(新規1枚)				600	950	1,550	
			法第95条の2第6項の規定による免許交付時の不交付申出をする場合(特定試験免除者)				400	950	1,350	
			更新時不交付申出をする場合(更新1枚)				300	500	800	
			新規取得時及び更新時の不交付申出をしない場合				600	900	1,500	
			免許証の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合				0	100	100	
			複数免許付与者に対する加算額(法第92条第1項後段関係)				0	200	200	
		免許情報記録の書換え	免許情報記録個人番号カードのみを有する者に対する書換え				600	950	1,550	
			免許証及び免許情報記録個人番号カードのみを有する者に対する書換え				0	100	100	
			複数免許付与者に対する加算額(法第92条第1項後段関係)				0	200	200	
17	認知機能検査手数料	認知機能検査手数料		400	650	1,050	400	650	1,050	0
		臨時認知機能検査手数料		400	650	1,050	400	650	1,050	0
18	認知機能検査員等講習受講手数料	認知機能検査員等講習受講手数料		850	600	1,450	800	600	1,400	-50
		認知機能検査員等講習受講手数料(センター研修受講者)		850	350	1,200	800	350	1,150	-50
19	運転技能検査手数料			1,050	2,500	3,550	1,150	2,500	3,650	100
20	技能検定員資格者証交付手数料	一種、二種		200	950	1,150	200	950	1,150	0

21	技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る審査(以下「技能検定員審査」という。)	2,950	20,450	23,400	3,550	20,200	23,750	350
		普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,100	18,400	19,500	1,100	18,700	19,800	300
		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,200	13,500	14,700	1,600	12,850	14,450	-250
		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	3,150	18,350	21,500	3,350	18,850	22,200	700
22	教習指導員資格者証交付手数料	一種、二種	200	950	1,150	200	950	1,150	0
23	教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	2,700	11,850	14,550	3,300	11,800	15,100	550
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,000	10,850	11,850	1,000	11,000	12,000	150
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200	8,450	9,650	1,600	8,350	9,950	300
		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	3,050	9,400	12,450	3,250	9,600	12,850	400
24	運転免許再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	600	1,300	1,900	650	1,400	2,050	150
		準中型自動車免許に係る再試験の車両提供(加算分)	2,300	200	2,500	2,800	200	3,000	500
		普通自動車免許に係る再試験	600	1,150	1,750	650	1,300	1,950	200
		普通自動車免許に係る再試験の車両提供(加算分)	600	200	800	600	200	800	0
		みなす準中型自動車免許に係る再試験	600	1,150	1,750	650	1,300	1,950	200
		みなす準中型自動車免許に係る再試験の車両提供(加算分)	600	200	800	600	200	800	0
		大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	600	1,050	1,650	650	1,150	1,800	150
		大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験の車両提供(加算分)	1,300	150	1,450	1,600	150	1,750	300
		原動機付自転車免許に係る再試験	450	550	1,000	500	600	1,100	100
25	免許証等更新手数料	免許証の更新(経由申請をする場合)	1,250	1,300	2,550	1,600	1,150	2,750	200
		免許証の更新(更新時不交付申出をする場合(経由申請除く))				700	600	1,300	
		免許証の更新(更新時不交付申出及び経由申請をしない場合)	1,300	1,200	2,500	1,850	1,000	2,850	350
		免許情報記録の更新(経由申請し、経由地書換申出をする場合)				200	800	1,000	
		免許情報記録の更新(経由申請し、経由地書換申出をしない場合)				750	1,200	1,950	
		免許情報記録の更新(経由申請をしない場合)				1,000	1,100	2,100	
		免許情報記録の更新(双方の更新。経由申請し、経由地書換申出をする場合)				1,600	900	2,500	
		免許情報記録の更新(双方の更新。経由申請し、経由地書換申出をしない場合)				1600	1250	2,850	
		免許情報記録の更新(双方の更新。経由申請をしない場合)				1,850	1,100	2,950	
26	経由手数料	経由地書換申出をする場合 (法第101条の2の2第1項関係)				950	750	1,700	
		経由地書換申出をしない場合 (法第101条の2の2第3項関係)	200	350	550	400	350	750	200

27	運転経歴証明書 交付手数料		650	450	1,100	850	300	1,150	50	
28	運転経歴情報 記録手数料	運転経歴証明書の交付又は再交付を伴わない場合				0	100	100		
		運転経歴証明書の交付又は再交付を伴う場合				400	500	900		
29	国外運転免許 証交付手数料		900	1,450	2,350	950	1,300	2,250	-100	
30	講習受講手数料	安全運転管理者講習 (法第108条の2第1項第1号関係)(1時間当たり)		450	300	750	550	300	850	100
		取消処分者講習 (法第108条の2第1項第2号関係)(1時間当たり)		1,050	1,300	2,350	1,100	1,300	2,400	50
		停止処分者講習 (法第108条の2第1項第3号関係)(1時間当たり)		700	1,250	1,950	700	1,250	1,950	0
		大型自動車等講習 (法第108条の2第1 項第4号関係)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に(普通自動車免許を受けている者)に係る講習(1時間当たり)	2,450	2,000	4,450	2,650	2,000	4,650	200
			準中型自動車免許(普通自動車免許を受けている者を除く)に係る講習(1時間当たり)	1,850	1,650	3,500	2,100	1,700	3,800	300
			普通自動車免許に係る講習(1時間当たり)	1,450	1,350	2,800	1,700	1,350	3,050	250
		大型自動二輪車等講習 (法第108条の2第1 項第5号関係)	大型自動二輪車免許に係る講習(1時間当たり)	2,800	1,350	4,150	2,950	1,350	4,300	150
			普通自動二輪車免許に係る講習(1時間当たり)	2,650	1,350	4,000	2,850	1,350	4,200	200
		原付講習 (法第108条の2第1項第6号関係)(1時間当たり)		500	1,000	1,500	750	1,000	1,750	250
		旅客自動車講習 (法第108条の2第1項第7号関係)(1時間当たり)		1,550	1,550	3,100	1,650	1,550	3,200	100
		応急救護処置講習 (法第108条の2第1項第8号関係)(1時間当たり)		1,000	400	1,400	1,450	400	1,850	450
		指定自動車教習所職員講習(技能検定員、教習指導員、副管理者) (法第108条の2第1項第9号関係)(1時間当たり)		450	300	750	600	300	900	150
		初心運転者講習 (法第108条の2第1 項第10号関係)	準中型自動車免許に係る講習(1時間当たり)	600	1,550	2,150	700	1,600	2,300	150
			普通自動車免許に係る講習(1時間当たり)	500	1,550	2,050	550	1,600	2,150	100
			大型自動二輪車免許に係る講習(1時間当たり)	1,150	1,550	2,700	1,250	1,600	2,850	150
			普通自動二輪車免許に係る講習(1時間当たり)	1,000	1,550	2,550	1,100	1,600	2,700	150
			原付免許に係る講習(1時間当たり)	850	1,600	2,450	950	1,600	2,550	100
		更新時講習 (法第108条の2第1 項第11号関係)	優良運転者に対する講習(対面講習)	200	300	500	200	300	500	0
			優良運転者に対する講習(オンライン講習)				200	0	200	
			一般運転者に対する講習(対面講習)	300	500	800	300	500	800	0
			一般運転者に対する講習(オンライン講習)				200	0	200	
			違反運転者等であって、特定基準不該当でないものに対する講習 (違反、初回)	600	750	1,350	600	800	1,400	50
			違反運転者等であって、特定基準不該当であるものに対する講習 (みなす一般。対面講習)	300	500	800	300	500	800	0
			違反運転者等であって、特定基準不該当であるものに対する講習 (みなす一般。オンライン講習)				200	0	200	
		違反者講習 (法第108条の2第1 項第12号関係)	実車等指導を含む講習	4,800	7,700	12,500	5,150	7,750	12,900	400

		（法第100条の2第1項第13号関係） 実車等指導を含まない講習	3,550	5,500	9,050	3,800	5,550	9,350	300
		自転車運転者講習 （法第108条の2第1項第16号関係）	550	1,450	2,000	550	1,500	2,050	50
		特定小型原動機付自転車運転者講習 （法第108条の2第1項第15号関係）	550	1,450	2,000	600	1,500	2,100	100
		特定任意講習	600	750	1,350	600	800	1,400	50
		高齢者講習 （法第108条の2第1項第12号関係）	2,050	4,400	6,450	2,200	4,400	6,600	150
		上記以外の者に対する講習	650	2,250	2,900	700	2,250	2,950	50
		特定任意高齢者講習	2,050	4,400	6,450	2,200	4,400	6,600	150
		運転技能検査対象者又は普通自動車対応免許以外を受けている者	650	2,250	2,900	700	2,250	2,950	50
		若年運転者講習 （法第108条の2第1項第14号関係）（1時間当たり）	900	1,350	2,250	1,250	1,350	2,600	350
31	通知手数料	違反者講習、初心運転者講習、若年運転者講習	850	50	900	950	50	1,000	100
32	運転経歴証明書再交付手数料		650	450	1,100	850	300	1,150	50
	技能検定員審査手数料から減ずる額 （令第43条第2項関係）	イ 技能検定員として必要な自動車の運転技能	300	3,700	4,000	300	3,500	3,800	-200
		ロ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	300	6,400	6,700	300	6,050	6,350	-350
		ハ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,500	2,500	0	2,500	2,500	0
		ニ 自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,500	2,500	0	2,500	2,500	0
		ホ 技能検定の実施に関する知識	0	2,350	2,350	0	2,600	2,600	250
		ヘ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	1,800	1,800	0	1,800	1,800	0
		ト イ及びロのいずれをも免除される場合	2,750	10,300	13,050	3,350	9,750	13,100	50
		チ ハ及びニのいずれをも免除される場合	0	5,500	5,500	0	5,550	5,550	50
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	イ 技能検定員として必要な自動車の運転技能	100	3,450	3,550	100	3,550	3,650	100
		ロ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	100	6,000	6,100	100	6,150	6,250	150
		ハ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	0
		ニ 自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	0
		ホ 技能検定の実施に関する知識	0	1,900	1,900	0	1,850	1,850	-50
		ヘ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	2,050	2,050	0	2,000	2,000	-50
		ト イ及びロのいずれをも免除される場合	900	9,650	10,550	850	9,950	10,800	250
		チ ハ及びニのいずれをも免除される場合	0	4,300	4,300	0	4,350	4,350	50
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	イ 技能検定員として必要な自動車の運転技能	50	1,200	1,250	100	1,100	1,200	-50
		ロ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	50	2,050	2,100	100	1,800	1,900	-200

	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	ハ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	0
		ニ 自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	0
		ホ 技能検定の実施に関する知識	0	2,650	2,650	0	2,550	2,550	-100
		ヘ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	2,550	2,550	0	2,400	2,400	-150
		ト イ及びロのいずれをも免除される場合	1,000	3,450	4,450	1,400	3,050	4,450	0
		チ ハ及びニのいずれをも免除される場合	0	4,300	4,300	0	4,350	4,350	50
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	イ 技能検定員として必要な自動車の運転技能	150	4,100	4,250	200	4,250	4,450	200
		ロ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	150	7,250	7,400	200	7,550	7,750	350
		ハ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	3,700	3,700	0	3,750	3,750	50
		ニ 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	0	2,550	2,550	0	2,600	2,600	50
		ホ イ及びロのいずれをも免除される場合免除される者である場合	3,000	11,550	14,550	3,100	12,000	15,100	550
	教習指導員審査手数料から減する額 (令第43条第3項関係)	イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能	300	3,700	4,000	300	3,500	3,800	-200
		ロ 技能教習に必要な教習の技能	50	1,350	1,400	50	1,350	1,400	0
		ハ 学科教習に必要な教習の技能	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	0
		ニ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,600	1,600	0	1,600	1,600	0
		ホ 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,600	1,600	0	1,600	1,600	0
		ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,500	1,500	0	1,550	1,550	50
		ト イ及びロのいずれをも免除される場合	2,550	5,250	7,800	3,100	5,100	8,200	400
		チ ニ及びホのいずれをも免除される場合	0	3,350	3,350	0	3,400	3,400	50
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能	100	3,450	3,550	100	3,550	3,650	100
		ロ 技能教習に必要な教習の技能	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	0
		ハ 学科教習に必要な教習の技能	0	1,250	1,250	0	1,250	1,250	0
		ニ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,350	1,350	0	1,350	1,350	0
		ホ 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,350	1,350	0	1,350	1,350	0
		ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	0
		ト イ及びロのいずれをも免除される場合	800	4,950	5,750	800	5,100	5,900	150
		チ ニ及びホのいずれをも免除される場合	0	2,850	2,850	0	2,850	2,850	0
		イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能	50	1,200	1,250	100	1,100	1,200	-50
		ロ 技能教習に必要な教習の技能	50	1,300	1,350	50	1,300	1,350	0

		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	ハ 学科教習に必要な教習の技能	0	1,250	1,250	0	1,250	1,250	0
			ニ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,300	1,300	0	1,350	1,350	50
			ホ 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,300	1,300	0	1,350	1,350	50
			ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,250	1,250	0	1,250	1,250	0
			ト イ及びロのいずれをも免除される場合	1,000	2,700	3,700	1,350	2,550	3,900	200
			チ ニ及びホのいずれをも免除される場合	0	2,750	2,750	0	2,750	2,750	0
		大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能	150	4,100	4,250	200	4,250	4,450	200
			ロ 技能教習に必要な教習の技能	50	2,000	2,050	50	2,050	2,100	50
			ハ 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	0	2,550	2,550	0	2,600	2,600	50
			ニ イ及びロのいずれをも免除される者である場合	2,850	6,300	9,150	3,000	6,500	9,500	350